

「小田原衆所領役帳」における「半役衆」について

石 渡 隆 之*

Concerning the Right Usage of the Term of "Hanyakushū"
Found in the Book "Odawarashū-Shoryōyakuchō"

Takayuki ISHIWATA

This study intends to clarify the scope of the persons called "Hanyakushū" found in the above-mentioned Book written in 1559 and to rectify the careless misusage of that term (Hanyakushū).

(1)

永祿 2 年 (1559) に「小田原衆所領役帳」(以下「役帳」と略称する) が書き上げられたことは周知のとおりである。その「役帳」の中に「半役被仰付衆」また「半役衆」という表現がみえる。これは、北条氏治下の領主で本来負担すべき「役」の半分だけ負担すればよいという一種の特例措置を講ぜられた人々のことであると解されている。

ところでこの「半役衆」とは具体的にだれだれのことをさすのか。「役帳」に記載された氏名のうち、どの範囲の者をいうのか。従来の説ではどうもこの点があいまいである。というより、どこかに誤読、誤解があるのではないか、と考えられる。後に述べるように、これは「三浦衆」とも深いいかわりをもち、したがって三浦半島における後北条氏の統治方式を究明するために明らかにしておかなければならない基本的事項の一つであると考えられる。いいかえれば「半役衆」あるいは「三浦衆」なる概念をまず可能な限り厳密に規定し、そのうえにたって諸々の関係事項の考察に立ち向かうべきが順序であろうと思う。

(2)

この「半役衆」について岩崎義朗氏は「殊に三浦半島に於いては他の地域と異って半役の多いこと」と述べられ、三浦半島の特殊性を強調する¹⁾ための一条件とされている。このことは、この限りにおいては誤りではない。しかし、三浦半島の特殊性を「役帳」からみた場合、果たして「半役衆」のみがそれに該当するものであろうか。これよりももっと特殊性のあると考えられる「衆」は他に存在しないのか否か。もし存在することを承知のうえで、上記のように述べられたとすれば片手落ちであり、またもし存在しないと考えるがゆえに「半役衆」のみを掲げたとするならば岩崎氏の見落し、ひいては「半役衆」に対しての誤解²⁾があったのではないかろうか、と考えざるをえない。そして、岩崎氏の同論文をさらに読み進めていった場合、その誤解であることを裏づける記述に打ち当たる。

すなわち、岩崎氏が「正木兵部大輔」について注したところに

「小田原衆所領役帳 此外半役被仰付衆 一 正木兵部大輔」

* 横須賀市金谷 1 丁目 3-3
原稿受理 1970 年 11 月 29 日 横須賀市博物館業績第 218 号

とある点で、これに従えば、岩崎氏は「正木兵部大輔は半役衆の一員である」と考えておられることがある。この理解の仕方は果たして妥当なものであろうか。

次に、これと同じような考え方をとっていると思われるものに、菊池武氏の次の表現がある。

「三崎十人衆について『小田原衆所領役帳』の「半役被仰付衆」の中に、「一、廿三貫五百文、三崎内、三崎十人衆、新給=被下海賊被仰付=付而諸役御免」とあり、」云々³⁾,

また「小山三郎右衛門（半役衆）」⁴⁾

ともある。これに従えば「三崎十人衆」も「小山三郎右衛門」もともに「半役衆」の範疇に含まれてしまう。菊池氏は「役帳」の文中にある「諸役御免」あるいは「普請役御免」を「半役御免」と解されたのであろうか。それとも他に根拠があって「三崎十人衆」や「小山三郎右衛門」を「半役衆」の一員と規定されたのであろうか。わたくしは、菊池氏もまた岩崎氏と同じような認識に立たれているための誤解と思うのであるがいかがであろうか。

さらに、最近、杉山博氏が校訂された『小田原衆所領役帳』⁵⁾によれば、「半役被仰付衆」（同書の目次）、「(半役)三浦衆」（第1表）、「三浦衆」（第2, 3表）という表現を使われているのがみえる。これに従えば、「三浦衆」とは「半役衆」のことであり、それ以外の「衆」を含まないことになるが、これは妥当な表現といえるであろうか。「三浦衆」を文字どおり「三浦」の「衆」と解したうえで、これと「半役衆」とをイコールさせたとするならば、「半役衆」を不適に拡大して解釈したことになると思うがどうであろうか。「三浦衆」という名辞は「役帳」に掲げられたものではなく、史家が便宜的に創作した史的名辞にすぎないと思う。もちろん、だからといって「三浦衆」なる名称が不適当だというのではない。ただ「三浦衆」という名称を「半役衆」とイコールさせたことに若干の疑問が存するというだけのことである。「三浦衆」をどのような範囲に限定しようが、それは史家の立論のために便宜ならばそれでよいとの考えもなしえようが、しかし、より妥当な「三浦衆」の解釈があるとすれば、その範囲をわざわざ狭めてこれを「半役衆」のみとしたこと（実は逆に「半役衆」の範囲を不適に拡大して「三浦衆」とイコールさせたこと）には贅意を表しがたい。おそらく、半役衆=三浦衆と規定された根底には、やはり「半役衆」に対する誤解があったのではないか、と思われるるのである。そして、岩崎氏や菊池氏も「三浦衆」という表現こそ用いていないが、この杉山氏のいわれる「三浦衆」に相当する範囲をもって「半役衆」と理解（実は誤解）されていたよう思えるのである。

それでは「半役衆」とは正確にはどのように認識したらよいのか。またこれに応じて「三浦衆」なる名称をどのように考えたらよいのか。上記のように従来の説には若干の混乱や誤用があるので、この点をはっきりさせようとするのが本稿の目的である。

ここでは便宜上、杉山博校訂『小田原衆所領役帳』をとりあげて論旨を展開することとする。もっとも、論旨の展開といっても、実は結論は「役帳」そのものに明確に記されており、いままではその見落しに基づく誤用があった（と考えられる）ので、その誤用を指摘することに重点が置かれるであろう。

(3)

さて、杉山氏は「役帳」に記載された人員を次の 16 の「衆」（「衆」という名称を付けないものを含む）に分類しておられる（目次および表による）。

小田原衆、御馬廻衆、玉繩衆、江戸衆、松山衆、伊豆衆、津久井衆、諸足軽衆、職人衆、他國衆、社領、寺領、御家門方、御家中之役之衆、半役被仰付衆、小机衆、

まず、上記の 16 の「衆」の中で「御家中之役之衆」と「半役被仰付衆」が、他の「衆」の呼称と対応しない、ある種の違和感を覚えないであろうか。つまり、この二つの「衆」は、他の 14 の

「衆」とは分類基準を異にする把握の仕方がなされているのであるまいかと考えられる。

そしてここで問題とするのはその「半役被仰付衆」すなわち「半役衆」であるが、わたくしの論旨を展開するためには、その前に列記されている「御家門方」および「御家中之役之衆」を含めて考察しなければならない。

そこで上記の分類による「役帳」の必要部分の人数を抜き出すと、杉山氏は、

「御家門方」……………6人^⑥

「御家中之役之衆」……17人

「半役衆」……………32人

とされる。以下具体的な考察の対象となるのは、この55人である。

御家門方　はじめに念のために述べておくが「御家門方」という区分見出しが「役帳」の中にあるのではなく、校訂者が、他「衆」との対応上、校訂的に補ったものである。

ところで「御家門方」6人とは、葛西様、幻庵、山中彦十郎(168貫文)、仙波藤四郎(90貫文)、山本太郎左衛門(135貫文)、宅間殿(300貫文)（「役帳」の記載順序による。以下も同じ）をさすものとされている。ここに注意すべきことが2点ある。

第1点は、幻庵と山中彦十郎との間に、「本光院殿衆知行方」という区分の見出しがあることで、杉山氏はこれを無視して、葛西様から宅間殿まで6人を一括して「御家門方」とされている。第2点は、先にも触れたが「役帳」には「御家門方」という区分見出しじゃなく、実はいきなり「葛西様御領」、「幻庵御知行」の記載があり、統いて「本光院殿衆知行方」とある点である。

役帳の記録者は、この「御領」「御知行」「知行方」を相対応する概念として列記したのではあるまい。つまり、「葛西様」や「幻庵」はそれぞれ単独で「本光院殿衆」に対応するものと考えられていたと思われる。ただし、そのうちの「葛西様」と「幻庵」とを「御家門方」という名称で一括する校訂方法にまで反対するつもりはない。問題は「本光院殿衆」という見出しある部分までも、この「御家門方」に含めるとする点にある。わたくしは前二者には、御領、御知行と、「御家門方」にふさわしい敬称が付されているのに、後者は知行方といってこのような敬称ではなく、明らかに「御家門方」でないことを示している^⑦点に注目したい。すなわち卑見によれば、葛西様と幻庵^⑧は「御家門方」でもよからうが、「本光院殿衆」の見出しある山中彦十郎以下は、別の「衆」として把握すべきものと思う。

御家中之役之衆　御家中之役之衆として把握された者は17人で、その氏名は次のとおりである。三浦に關係のあるものは念のためその所領地名をも付記しておく。

1. 平山源太郎	(久野谷)	136貫 070文 ^⑨
2. 南条玄蕃助	(和田開分)	133貫 380文
3. 富塚善四郎	(山口)	118貫 480文
4. 大貝平五	(野比)	110貫
5. 矢野彦六		100貫
6. 大坪初千世	(森崎)	63貫 645文
7. 石上弥次郎	(小坪)	100貫 626文
8. 権田式部丞	(秋屋)	53貫 411文
9. 永島藤六	(武)	50貫 788文
10. 杉山彦五郎		57貫
11. 宮下弥四郎	(木古庭)	61貫 650文
12. 福岡十兵衛		41貫 175文
13. 吉岡与次郎	(走水)	40貫 126文

14. 菅谷源次郎	(田浦)	40貫 268文
15. 田中弥四郎	(宗源寺)	36貫 677文
16. 蟹川九郎三郎	(岩戸)	32貫 328文
17. 遠藤源八	(山根)	31貫 175文

杉山氏が御家中之役之衆を以上のように把握されたことには反対はない。しかしこの区分について問題とすべき点が若干ある。

第1点は、はじめに少し記したように「御家中之役之衆」という名称を他の「衆」と対置させた場合、どうも異質的である点である。

杉山氏が分類した（もちろん「役帳」の記載に準拠してではあるが）小田原衆、御馬廻衆、玉繩衆等々は、すべて御家中の役の衆ではないのか。そもそも「役帳」の目的は、北条氏つまり北条「御家中」の役の衆を収録する点にあったはずではないのか。このように考えてくるとき、本来「御家中之役之衆」という見出しを書くこと自体、矛盾するものといわなければならない。ということは、「御家中之役之衆」は、他の「衆」と同一レベルに並べることのできない別の位置づけがなされていると考えざるをえない。

第2点は、区分見出しについてである。

「役帳」記載の者は原則としてすべて御家中の役の衆であるはずである。したがってわざわざ「御家中之役之衆」という区分見出しを書く必要はない。にもかかわらず、「役帳」には厳然として「御家中之役之衆」という文字が存在する。とすれば、そこにはそれだけの理由がなければならない。

実はこの区分見出しには「此外御家中之役之衆」とあることで、杉山氏はなぜか「此外」の文字を無視して解釈されたものごとくである。「此外」とは、他の何者かに対する「此外」であるはずである。したがって杉山氏によれば、分類された16の衆のうち15の衆のほか、なんなく、直前に書かれた「御家門方」のほかという意味に解されたことになろう。しかし、そうとすれば、なぜ他の「衆」には「此外」の文字がないのであろうか。実は、他の「衆」には「此外」の文字がなくとも、りっぱに独立した「衆」として理解できるのである。ということは「此外」の文字のあることは、逆にその「衆」が、他の「衆」のように独立した「衆」でないことを示している。わたくしは、「此外」とは「本光院殿衆」と書かれた見出し区分からはじまる前述した山中、仙波、山本、宅間の「外」という意味であると解している。それでは、その前にこの4人の者は一括して何と称したらよいであろうか。「役帳」には「衆」としての名称は付されていないが、山中彦十郎以下の者にそれぞれ「御公方役自前々有之」とある¹⁰⁾ところから、わたくしは仮にこれを「御公方之役之衆」とでも称しておきたいと思う。つまり、まず「御公方之役之衆」があり、これに続いて「此外」に「御家中之役之衆」が対応する、と解するのである。このように両者を対置させてはじめて「此外」が生きてき、また「御家中之役之衆」の存在が意味を持ってくると思うのである。

御公方役と御家中役とはどう違うのか、という点についてはまだ詳細な検討は加えていない。しかし、役の対象の相異であることだけは一見明白である。御家中役とは、小田原北条家に対する役であること、これまた明白であるが、公方役とは何か。実は公方役自体の内容は不明である¹¹⁾がここにみえる公方をわたくしは「鎌倉公方」と解している。永祿元年4月、鎌倉公方足利義氏の鶴ヶ岡八幡宮社参の儀があり、このとき、山中彦十郎はこの儀式に関して重要な役目一つを果たしている¹²⁾。そして翌2年2月に「役帳」が完成して、山中彦十郎は「御公方役自前々有之」と記される。この永祿1、2年の両記録間には密接な関係があるのであるまいか、と考えざるをえない。

第3点は、この「衆」の末尾に「本役衆」という名称のみえることである。すなわち、列記した氏名の最後、遠藤源八にかかる部分のすぐ後に「合千八百九拾九貫八百文 本役衆」という文字がある。この数字はまさに、山中氏以下4人と、平山氏から遠藤氏までの17人との合計に相当する

役高である¹³⁾。つまり、本役衆の高は、「御公方之役之衆」と「御家中之役之衆」の双方の役高を合計したものであることが明らかである。ということは、「御家中之役之衆」は「本役衆」の下位概念となり、他の「衆」と肩を並べて記載るべき性質のものではないことが明らかであろう。

さて、第4点はこの本役衆21人中、三浦に所領を持つ者が14人もいること、とくにこのうちの「御家中之役之衆」に限っていえば17人中実に13人が三浦に所領を持っていることが注目される。

杉山氏は、次に述べる「半役衆」を「三浦衆」といいかえておられるが、わたくしは「三浦衆」という概念は、この「本役衆」をも主体の一部として考えるべきであろうと思っている。なぜなら「本役衆」と「半役衆」とを比較した場合、三浦に所領を持つ者の密度は「本役衆」のほうがより高いからである。

半役被仰付衆 「御家中之役之衆」17人の次に「半役被仰付衆」32人が続く、と杉山氏は理解されている（岩崎氏や菊池氏もおそらく同じ理解のうえに立っておられると考えられる）。しかしそうではなく、わたくしは、「本役衆」21人の次に「半役衆」15人が続く、と理解している。

前記の本役衆（御家中之役之衆）と同じ要領でこの15人を列記すれば次のとおりとなる。

1. 伊井四郎右衛門	(毘沙門)	41貫 400文
2. 伊東与九郎	(林)	30貫
3. 幸田源左衛門	(不入斗)	30貫 163文
4. 石上弥太郎	(柏原)	22貫 484文
5. 野口彦四郎	(中里屋敷)	20貫 869文
6. 糟屋藤十郎	(池上寺分)	30貫
7. 近藤孫三郎		18貫
8. 佐野藤左衛門		23貫 600文
9. 多米弥次郎	(和田開分)	22貫 822文
10. 富塚松房		29貫 565文
11. 行谷藤五郎		17貫 400文
12. 窪 孫兵衛		32貫 150文
13. 福岡平三		21貫 475文
14. 神尾新左衛門		21貫 152文
15. 小林新次郎	(萩野分)	16貫 085文

ここまで氏名、順序は杉山氏も同じであるが、杉山氏はこれ以下にさらに17人を加え計32人を「半役衆」とされているわけである。

わたくしがこのように半役衆を15人に限ったのは次の二つの理由による。

第1点は、この区分見出しにも「此外半役被仰付衆」と「此外」の文字があることである。杉山氏のいわれるよう、もし「半役衆」が、はじめに述べた他の15の「衆」と同格のものならば、この衆に「此外」の文字がつくのはいかにも不自然である。したがってこここの「此外」とは、別にこれに対応するものがあるはずである。すなわちこれは前の「此外御家中之役之衆」における「此外」と全く同じような用い方である。ただ「御家中之役之衆」が「御公方之役之衆」に対する「此外」であったのに、「半役被仰付衆」の「此外」は「本役衆」に対するものであり、実は次に記す「無役衆」にも同じことがいえるのである。

第2点は、これも「本役衆」のときと同じように、この衆の最後の小林新次郎にかかる記載の後に、「以上三百七拾七貫百六十五文 半役衆」とあることである。これはまさに伊井氏から小林氏までの15人の役高の合計に寸分違わず一致する数字であり、したがって、この15人が「半役衆」

という呼称のもとに一括される者たちであることを明瞭に示している。

ところで、この半役衆をみると 15 人中 8 人が三浦に所領を持っているのであるが、前述の本役衆の密度と比較してみる必要があろう。

無役衆 半役衆の次に記載される見出しあは單に「此外」とあるのみで、続いて 11 人の氏名が連記されている。(ここでは「十人衆」なども、便宜上 1 人と数える)

1. 横須賀安芸守	(横須賀)	50 貫
2. 竜崎駒千世	(三浦竜崎分)	66 貫 180 文
3. 西脇外記	(津久井)	106 貫 055 文
4. 小山三郎右衛門	(深田屋敷)	24 貫 563 文
5. 高橋平左衛門	(衣笠)	72 貫 400 文
6. 高橋寄子十人	(大津)	150 貫
7. 横江寄子十人	(同所)	150 貫
8. 遠山彦四郎代	(鴨井内)	30 貫
9. 岩本又七代	(岡長井内)	30 貫
10. 坂口惣左衛門	(長坂内)	33 貫 200 文
11. 三崎十人衆	(三崎内)	23 貫 500 文

これらの 11 人は杉山氏によれば半役衆の連続の一部をなしているものであり(したがって氏は「無役衆」という見出しあは用いていない), 菊池氏もまた「三崎十人衆」や「小山三郎右衛門」を半役衆と理解されていたこと前述のとおりであってみれば、おそらくこれら 11 人すべてを半役衆の範囲と理解されていたことになろう。

さて、この「無役衆」について特記すべきことの第 1 は、横須賀安芸守の氏名の前に「此外」の文字があることである。これは前述した「此外御家中之役之衆」、「此外半役被仰付衆」などの「此外」と同じ用い方を示すもので、もし、校訂的に補うならば「此外〔役無之衆〕」とでもすべきところであろう。

第 2 は、「諸役一切御免」(横須賀, 竜崎), 「前々諸役無之」(西脇), 「普請役御免」(小山), 「足輕衆ニ付而前々無役」(高橋), 「自前々諸役一切無之」(高橋, 横江の両寄子にかかると思われる), 「前々無役」(遠山代, 岩本代, 坂口), 「海賊被仰付ニ付而諸役御免」(三崎十人衆) という表現が全員にみられること(つまり、いずれも無役)であり、それら全員を総めて「合七百卅五貫九百文役無之衆」と記されていることである。これは横須賀氏から三崎十人衆までの計 735 貫 898 文ときわめて近似した数字である¹⁴⁾。このことは、半役衆の場合と同じように、この 11 人が「無役衆」と呼ばれる一団であることを示しているものといわなければならない。

第 3 は、この無役衆がすべて三浦に関係していること、しかもほとんどの者が個別にそれぞれの理由を付してその「無役」たることを確認されているのである。わたくしはしたがって「三浦衆」という概念をもし最狭義に設定するならばこの「無役衆」こそその本命であると考える。また、三浦における特殊性は「半役衆」がそうでないとはいわないが、それよりも、この「無役衆」にこそより強くそれが現われていると思う。

本光院殿衆 以上、わたくしは、本役衆、半役衆、無役衆の順序で述べてきたが、半役衆という名称は、このように本役衆や無役衆と並べてこそはっきり対応できる概念であることがわかる。従来のように「半役衆」を「御家中之役之衆」などと対置させ、はじめに述べた役帳の諸衆を 16 に分けたその一つの「衆」とする見解はとりにくい。

このことは、わたくしの勝手な解釈ではなく、役帳の記載に忠実に従って分類した結果のつもりである。そして、その分類の妥当性を裏づけるもう一つの記載、しかもたった一行の記載であるが、

「都合三千拾弐貫八百六十五文 高辻」という表現が、無役衆の計の後についている。この「高辻」は、計算によればまさに、本役衆、半役衆、無役衆、三者の合計に相当する数字である。

表記すれば、

(合)	1899 贲 800 文	本役衆	} (都合) 3012 贲 865 文
(以上)	377 贲 165 文	半役衆	
(合)	735 贲 900 文	無役衆	

となるはずである。

役帳の記載者、ひいては北条氏は、勝手に適当なところで、「合」や「以上」や「都合」を出したのではなく、まとまりのある「衆」等を単位としてそれぞれの合計を記載しているはずである。してみると、この都合 3,012 贲 865 文によってまとめられた本役衆、半役衆、無役衆の 3 衆を統轄する「衆」名は何か、ということが次の問題となろう。そして役帳の記載のしかたに従えばそれこそまさに「本光院殿衆」でなければならない。また、今までの記述でみたように、この「本光院殿衆」こそ「三浦衆」と称するにふさわしい「衆」であるといえよう。

此外 いちばんはじめに述べた杉山氏の「半役衆 32 人」に従えば、まだ触れていないものがこの後に 6 人続いている。それは次のとおりである。

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 1. 正木兵部大輔 | (長坂, 金田, 矢部, 佐野村, 浦賀, 公郷寺方) |
| | 698 贲 727 文 |
| 2. 笠原佐渡 | (栗浜) |
| 3. 左衛門佐 | 149 贲 141 文 |
| 4. 内藤三郎兵衛 | |
| 5. 大藤新兵衛 | |
| 6. 高井大炊助 | |

岩崎氏もまた、正木兵部大輔を半役衆としているところをみれば、ほぼ杉山氏と同じ考え方にしていているとみてよからう。

しかし、すでにみたように、本役衆、半役衆、無役衆はそれぞれ一括して書かれており、続いて書かれた正木兵部大輔の前には「此外」という見出しがある。とくに 3 番目にみえる左衛門佐については「左衛門佐殿知行」とあって、これは、葛西様御領、幻庵御知行、本光院殿衆知行方に対応する記載方法とみたい。左衛門佐は北条氏政の弟氏堯のことで、その殿付の敬称からもわかるように、いわば御家門方に属する者である。したがってこれを三浦衆の一員と考えることには贊意を表しがたい。これに伴ってわたくしは、この佐衛門佐以下の者はいちおう三浦衆には関係ないものとみている。

問題は正木兵部大輔およびこれに関連する笠原佐渡の 2 人である。この両人の氏名の前にはともに「此外」の文字があるが、「此外」とは何に対する「此外」なのかの解釈によって両人の位置づけがきまろう。

まず「此外」の文字は、本光院殿衆の全員（と思われる）の合計「都合三千拾弐貫八百六十五文」の外に書かれているところからみれば、本光院殿衆以外の者という考え方できよう。しかし「此外」を、本役衆、半役衆、無役衆の外と解した場合には、2 人を本光院殿衆の一員と考えることもできる。逆の言い方をすれば、本光院殿衆には、本役衆、半役衆、無役衆と、「此外」に正木、笠原の 2 人がいたということになろう。当然に本光院殿衆以外の者ならばわざわざ「此外」とことわる必要はないはずであり、事実、左衛門佐以下には「此外」の記載はない。「此外」とことわったのは、そこになんらかの関係があるからこそ記載したのであると考えられる。

いまそのいずれに解するかの結論は保留しておきたいが、ただ兩人とくに正木兵部大輔が三浦の

地にきわめて深いかかわりをもつ人物であるらしいということだけを指摘しておこう。

三浦衆 最後に「三浦衆」をどのように考えるか、という点について、上記の各「衆」に関連してわたくしの考え方を述べたい。

わたくしは、とりたてて「三浦衆」という名称の必要性を認めないが、もし要するとするならば、本光院殿衆をもってこれにあてたい。すなわち、①本役衆、半役衆、無役衆のすべてがこれに該当し、②もし「此外」の2人も本光院殿衆に含まれるならば、当然これも該当する。また③「此外」の2人が本光院殿衆に含まれない場合であっても、若干の条件を留保した説明づきのうえでこれを三浦衆に含めて考えることにそれほどの抵抗をもたない。

要するに、役帳にその名称のみえる本役衆、半役衆、無役衆あるいはそれらを総括した本光院殿衆についてはほとんど裁量の余地のない厳密な規定を前提としてその名称を用いるべきであると思うが、「三浦衆」なる名辞は、上記の考え方をふまえたうえで、かつ、必要なつど定義づけるならば、若干の融通性を持たせてこれを用いてもよからう、というのがわたくしの考え方である。

結果的には杉山氏が「半役衆」と「三浦衆」を同一のものと解しているのに対し、わたくしは「半役衆」については杉山氏より狭く解し、「三浦衆」については広く解していることになろう。

(4)

上述の分類を総括する意味で、杉山氏の見解とわたくしの見解とを対比させて表示してみよう。これによれば、「半役衆」または「三浦衆」というものの概念規定の相異がはっきりするであろうと思われる。

杉 山 氏	役 帳	石 渡
御家門方 (6人)	葛 西 様 御 領 幻 庵 御 知 行 本 光 院 殿 衆 知 行 方 山 中 彦 十 郎 仙 波 藤 四 郎 山 本 太 郎 左 衛 門 宅 間 殿 此 外 御 家 中 之 役 之 衆 平 山 源 太 郎 南 条 玄 蕃 助 富 塚 善 四 郎 大 貝 平 五 矢 野 彦 六 大 坪 初 千 世 石 上 弥 次 郎 權 田 式 部 丞 永 島 藤 六 杉 山 彦 五 郎 宮 下 弥 四 郎 福 岡 十 兵 衛 吉 岡 与 次 郎 菅 谷 源 次 郎 田 中 弥 四 郎 蜷 川 九 郎 三 郎 遠 藤 源 八	葛 西 様 御 領 幻 庵 御 知 行 本 光 院 殿 衆 知 行 方 山 中 彦 十 郎 仙 波 藤 四 郎 山 本 太 郎 左 衞 門 宅 間 殿 此 外 御 家 中 之 役 之 衆 平 山 源 太 郎 南 条 玄 蕃 助 富 塚 善 四 郎 大 貝 平 五 矢 野 彦 六 大 坪 初 千 世 石 上 弥 次 郎 權 田 式 部 丞 永 島 藤 六 杉 山 彦 五 郎 宮 下 弥 四 郎 福 岡 十 兵 衛 吉 岡 与 次 郎 菅 谷 源 次 郎 田 中 弥 四 郎 蜷 川 九 郎 三 郎 遠 藤 源 八
御 家 中 之 役 之 衆 (17人)		葛 西 様 御 領 幻 庵 御 知 行 本 光 院 殿 衆 知 行 方 山 中 彦 十 郎 仙 波 藤 四 郎 山 本 太 郎 左 衎 門 宅 間 殿 此 外 御 家 中 之 役 之 衆 平 山 源 太 郎 南 条 玄 蕃 助 富 塚 善 四 郎 大 貝 平 五 矢 野 彦 六 大 坪 初 千 世 石 上 弥 次 郎 權 田 式 部 丞 永 島 藤 六 杉 山 彦 五 郎 宮 下 弥 四 郎 福 岡 十 兵 衛 吉 岡 与 次 郎 菅 谷 源 次 郎 田 中 弥 四 郎 蜷 川 九 郎 三 郎 遠 藤 源 八

半役衆 (三浦衆) (32人)	合………本役衆			
	此 外 半 役 被 仰 付 衆			
	伊井四郎右衛門		半役衆 (15人)	
	伊 東 与九郎			
	幸田 源左衛門		本光院殿衆知行方 (47人) (「三浦衆」とした 場合は47人または 49人)	
	石 上 弥太郎			
	野 口 彦四郎			
	柏 屋 藤十郎			
	近 藤 孫三郎			
	佐野 藤左衛門			
	多 米 弥次郎			
	富 塚 松 房			
	行 谷 藤五郎			
	窪 孫兵衛			
	福 岡 平 三			
	神尾 新左衛門			
	小 林 新次郎			
	以 上………半 役 衆			
	此 外		無役衆 (11人)	
	横須賀 安芸守			
	竜 崎 駒千世			
	西 脇 外 記			
	小山三郎右衛門			
	高橋 平左衛門		役無之衆	
	高橋 寄子十人			
	横江 寄子十人			
	遠山 彦四郎代			
	岩 本 又七代			
	坂口 惣左衛門			
	三 崎 十人衆			
	合………役無之衆		高辻	
	都 合………高辻			
	此 外		(此外)	
	正木 兵部大輔			
	此 外		(2人)	
	笠 原 佐 渡			
	左衛門佐殿知行		左衛門佐殿知行	
	内藤 三郎兵衛			
	大 藤 新兵衛			
	高 井 大炊助			

付 記

本稿では、本役衆、半役衆、無役衆などを統轄するものとしての「本光院殿衆」なる名称を記載したが、その「本光院殿」とは何か、という点については触れなかった。というより、正直にいえば触れえなかつた。

北条氏綱の三男彦九郎為昌の法名を「本光寺竜淵宗鉄」といい、本光院殿と呼ばれたとされているが、その為昌がいつ、どうして三浦の諸衆を統轄するような立場になったか、いまのところわか

らない¹⁵⁾。ただ、「役帳」の玉繩衆筆頭の「左衛門大夫殿」(北条綱成)の記載の中に「四百五十八貫三百文 本光院殿御算用ニ入」とあるのが、なんらかの手がかりになろうか。玉繩城の北条綱成は、三浦海賊の統轄者といわれており、これが「本光院殿御算用」にかかわっていたこと、本光院殿衆の「無役衆」の中には、三浦「海賊」が多数含まれていることは、この間になんらかの関係があるらしいことを暗示しているように思える。今後の検討を期したい。

注

- 1) 岩崎義朗「相模国三浦半島の古文書について(二)」(『横須賀市博物館研究報告〈人文科学〉第5号』64ページ)
- 2) ここでは「誤解」と文章上は断定的な表現をとったが、これは論旨を明確にするための強調と解していただきたい(正確には「妥当を欠く解釈」というほどの意味である)。これが真に「誤解」なのか、「誤解」と称したほうに誤解があるのかについてのご批判をいただければ幸甚である。
- 3) 菊池武「後北条氏の水軍について」(『神奈川史談第12号』42ページ)
- 4) 同上 56ページ
- 5) 日本史料選書2、杉山博校訂『小田原衆所領役帳』昭44.8.近藤出版社
- 6) 「御家門方」は「役帳」の最後の部分にも11人あり、これを加えると17人となる。このように「御家門方」は2カ所に分割して記載されているので、便宜上、前の6人のほうをⒶ、後の11人のほうをⒷと区分しているが、ここで必要なのはⒶの部分である。よって、以下単に「御家門方」といった場合はこのⒶの部分のみを対象とする。ただし、「此外」の項の「左衛門佐」にかかる部分については別。
- 7) 6人目の「宅間殿」という記載は、その敬称のみからみれば「御家門方」としてふさわしくないこともない。しかし宅間氏自身については不明な点が多く、にわかに「御家門方」と断定するにはちゅうちょする。今後の検討にまちたい。
- 8) 「葛西様」は古河公方足利義氏のことと解されている。この義氏と北条氏との関係については、拙稿「鎌倉公方御社参次第」(『横須賀市博物館研究報告〈人文科学〉第13号』)を参照されたい。また「幻庵」は北条長綱のこと、氏綱の弟である。
- 9) 「136貫070文」は「三浦久野谷」(86貫070文)と「東郡飯田」(50貫文)の計である。以下の記載にもこのような例があるので、詳細は「役帳」によって確かめられたい。本稿の地名は、いちおう、参考のために記したものである。
- 10) 「宅間殿」だけにこの記載がない。注7)で述べたように、宅間氏については今後検討すべき点が多いが、若干の疑問を保留しつつ、ここではいちおう「御公方之役之衆」に含めて考えておくこととする。
- 11) 江頭恒治氏は、室町幕府および諸国の守護の公方役についてではあるが、「その課徴者及び内容とも未だ明確には知られていない」旨を述べられている。(江頭恒治「公方役考」(『経済史研究』第19巻第4号))
- 12) 注8)の拙稿「鎌倉公方御社参次第」参照
- 13) 21人の役高を正確に計算すると、1899貫799文となり、役帳記載の1899貫800文より1文少ない。これは端数を切り上げたものであろうか。こういった例は「役帳」の他の部分にも散見される。
- 14) 前注と同じく端数切上げの結果と思われる。
- 15) 彦九郎為昌は、「役帳」が作成された永祿2年(1559)をさかのぼる17年、すなわち天文11年(1542)5月3日、23歳の若さで没している点も考慮すべき検討点の一つである。